

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日（金）第3403号の 7



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則（※）	（人事課取扱い） 1
訓 令	
○行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（※）	（人事課取扱い） 8

規 則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第18号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則（昭和35年鹿児島県規則第122号）の一部を次のように改正する。

目次中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に、「第28条の6」を「第28条の9」に、「第48条の8」を「第48条の10」に改める。

第7条第6号中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

第8条第1項の表総務部の部青少年男女共同参画課の項中「青少年育成係 幼保連携係 少子化対策係」を「青少年育成係」に改め、同表保健福祉部の部を次のように改める。

くらし保健福祉部	保健医療福祉課 国民健康保険課 社会福祉課 健康増進課 障害福祉課 生活衛生課 薬務課 子ども家庭課 子育て支援課 高齢者生き生き推進課	総務係 経理係 企画調整係 医務係 医療政策係 高齢者医療係 国保指導係 国保財政係 福祉企画係 地域福祉支援係 恩給係 調査援護係 疾病対策係 がん対策・歯科保健係 健康増進栄養係 感染症保健係 療育支援係 自立支援係 地域生活支援係 精神保健福祉係 施設支援係 温泉営業係 食品衛生係 乳肉衛生係 水道係 麻薬係 薬務係 家庭福祉係 児童福祉係 母子保健係 母子医療係 子ども育成係 幼保連携係 認可・指導係 少子化対策係 長寿企画係 生きがい推進係 施設整備係 認知症・生活支援係 地域包括ケア推進係
----------	---	---

第8条第1項の表国体・全国障害者スポーツ大会局の部中

「 総務企画課 競技式典課 施設調整課	総務係 企画広報係 全国障害者スポーツ大会係 競技係 式典係 施設調整係 宿泊輸送係	を
「 総務企画課	総務経理係 企画広報係 県民運動係	

全国障害者スポーツ大会課	大会運営係 大会競技係	に改める。
施設調整課	施設調整係 宿泊輸送係	
競技式典課	競技係 式典係	
競技力向上対策課	企画助成係 競技力向上対策係	

第 8 条第 2 項の表共生・協働推進課の部を削り、同表保健医療福祉課の部を次のように改める。

保健医療福祉課	医療人材確保対策室	医師確保対策係 看護係
---------	-----------	-------------

第 8 条第 2 項の表保健医療福祉課の部の次に次のように加える。

高齢者生き生き推進課	介護保険室	保険者指導係 事業者指導係
------------	-------	---------------

第10条第 2 項の表中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

第17条の 4 第 1 項第 5 号から第 8 号まで及び第 2 項を削る。

第17条の 5 第 1 項中第 7 号から第15号までを削り、第16号を第 7 号とし、第17号から第21号までを 9 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「前項第16号から第21号まで」を「前項第 7 号から第12号まで」に改める。

第 2 章第 2 節第 4 款の款名中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

第26条第 1 項中第 8 号から第11号までを削り、第12号を第 8 号とし、第13号を削り、第14号を第 9 号とし、第15号を第10号とし、同項第16号中「介護福祉課」を「高齢者生き生き推進課」に改め、同号を同項第11号とし、同項第17号中「こと（）」の次に「国民健康保険課及び」を加え、同号を同項第12号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

- (13) 災害時医療対策の総合調整に関すること。
 - (14) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の施行並びに保健師、助産師及び看護師の業務指導に関すること。
 - (15) 看護職員修学資金等貸与条例（昭和37年鹿児島県条例第 8 号）の施行に関すること。
 - (16) 旧鹿児島県立保健看護学校に係る証明書の交付に関すること。
 - (17) 准看護師試験委員に関すること。
- 第26条第 1 項第18号から第22号までを次のように改める。
- (18) 衛生教育に関すること。
 - (19) 救急医療対策の総合調整に関すること。
 - (20) へき地医療対策の総合調整に関すること。
 - (21) 医師確保対策に関すること。
 - (22) へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和49年鹿児島県条例第47号）の施行に関すること。

第26条第 1 項第23号から第28号までを削り、同条第 2 項中「国保指導室」を「医療人材確保対策室」に、「前項第17号から第28号まで」を「前項第15号から第23号まで」に改める。

第27条を次のように改める。

（国民健康保険課）

第27条 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（保健医療福祉課及び健康増進課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関すること。
- (3) 後期高齢者医療広域連合及び市町村に対する助言等に関すること。
- (4) 後期高齢者医療診療報酬審査委員会の委員の委嘱に関すること。
- (5) 後期高齢者医療審査会に関すること。
- (6) 国民健康保険事業の運営の指導に関すること。
- (7) 保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関すること。
- (8) 直営診療施設に関すること。

- (9) 国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の委嘱に関する事。
- (10) 国民健康保険審査会に関する事。
- (11) 保険医療機関等に対する指導等に関する事。
- (12) 特定健康診査及び特定保健指導に関する事。

第27条の2第2号中「社会福祉法」の次に「（昭和26年法律第45号）」を加え、「青少年男女共同参画課、介護福祉課、障害福祉課及び子ども福祉課」を「障害福祉課、子ども家庭課、子育て支援課及び高齢者生き生き推進課」に改め、同条第5号中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第28条の2第19号中「保健医療福祉課」の次に「及び国民健康保険課」を加え、同条に次の2号を加える。

- (23) アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）の施行に関する事。
- (24) 先進医療に関する事。

第28条の3第3号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、「青少年男女共同参画課及び子ども福祉課」を「子ども家庭課及び子育て支援課」に改め、同条第7号中「子ども福祉課」を「子ども家庭課」に改め、同条第9号中「青少年男女共同参画課、社会福祉課、介護福祉課及び子ども福祉課」を「社会福祉課、子ども家庭課、子育て支援課及び高齢者生き生き推進課」に改める。

第28条の4を次のように改める。

第28条の4 削除

第2章第2節第4款中第28条の6の次に次の3条を加える。

（子ども家庭課）

第28条の7 子ども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法の施行に関する事（障害福祉課及び子育て支援課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）の施行に関する事（子育て支援課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事。
- (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の施行に関する事。
- (5) 社会福祉法の施行に関する事（社会福祉課、障害福祉課、子育て支援課及び高齢者生き生き推進課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事（障害福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 乳幼児医療費助成及びひとり親家庭医療費助成に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、児童の福祉に関する事（障害福祉課及び子育て支援課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事。
- (10) 母子家庭等年少者の身元保証に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第7号）の施行に関する事。
- (11) 前2号に掲げるもののほか、母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭の福祉に関する事。
- (12) 婦人の保護更生に関する事。
- (13) 児童相談所、若駒学園及び女性相談センターに関する事。
- (14) 母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関する事。
- (15) 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関する事（子育て支援課の所管に属するものを除く。）。
- (16) 妊娠高血圧症候群に罹患している妊産婦の療育保護に関する事。
- (17) 周産期医療に関する事。
- (18) 小児医療（小児救急医療を含む。）に関する事。
- (19) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28

年法律第110号)の施行に関すること。

(子育て支援課)

第28条の8 子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の施行に関すること。
- (2) 母子保健法の施行に関すること（子ども家庭課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 私立幼稚園に関すること。
- (4) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関すること。
- (5) 児童福祉法の施行に関すること（障害福祉課及び子ども家庭課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関すること。
- (7) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の施行に関すること。
- (8) 少子化社会対策基本法の施行に関すること（子ども家庭課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 社会福祉法の施行に関すること（社会福祉課，障害福祉課，子ども家庭課及び高齢者生き生き推進課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (11) 第5号から前号までに掲げるもののほか，児童の福祉に関すること（障害福祉課及び子ども家庭課の所管に属するものを除く。）。

(高齢者生き生き推進課)

第28条の9 高齢者生き生き推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢社会対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関すること。
- (3) 社会福祉法の施行に関すること（社会福祉課，障害福祉課，子ども家庭課及び子育て支援課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 認知症対策に関すること。
- (5) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (6) 介護実習・普及センターに関すること。
- (7) 高齢者の保健福祉関係の施設整備に関すること。
- (8) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に関すること（保健医療福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 地域支援事業の推進及び介護支援専門員の研修に関すること。
- (10) すこやか長寿社会運動に関すること。
- (11) 老人クラブに関すること。
- (12) 老人の日に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか，高齢者の保健福祉及び社会活動に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (14) 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関すること。
- (15) 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関すること。

2 介護保険室においては，前項第8号に掲げる事務のうち介護保険に関する事務並びに同項第14号及び第15号に掲げる事務を分掌する。

第31条中第5号を削り，第6号を第5号とし，第7号から第14号までを1号ずつ繰り上げ，同条第15号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）」を「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）」に改め，同号を同条第14号とし，同条中第16号を第15号とし，第17号を第16号とする。

第39条の2第9号中「主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）の施行」を「主要農作物の優良な種子の生産及び普及」に改める。

第47条中第9号を削り，第10号を第9号とし，第11号から第17号までを1号ずつ繰り上げ，

同条第2項中「前項第14号から第17号まで」を「前項第13号から第16号まで」に改める。

第48条の6第1号中「第75回国民体育大会鹿児島県準備委員会」を「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「こと」の次に「（他課の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第48条の7を次のように改める。

（全国障害者スポーツ大会課）

第48条の7 全国障害者スポーツ大会課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会の全国障害者スポーツ大会専門委員会に関すること。
- (2) 第20回全国障害者スポーツ大会に係る関係機関との連絡調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第20回全国障害者スポーツ大会の開催の準備に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 第20回全国障害者スポーツ大会の競技運営に関すること。

第48条の8第1号中「第75回国民体育大会鹿児島県準備委員会」を「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会」に改め、第2章第2節第8款の3中同条の次に次の2条を加える。

（競技式典課）

第48条の9 競技式典課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会の競技専門委員会及び式典専門委員会に関すること。
- (2) 第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会の式典に関すること。
- (3) 第75回国民体育大会の競技用具に関すること。

（競技力向上対策課）

第48条の10 競技力向上対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第75回国民体育大会に向けた競技力の向上に関すること。
- (2) 第75回国民体育大会に向けた競技スポーツの振興に関すること。

第56条第1項の表大島支庁の部建設部の款建設課の項中「河川港湾係 河川砂防災害対策係」を「河川港湾第一係 河川港湾第二係」に改める。

第57条第1項総務企画課の項第11号中「及び始良・伊佐地域振興局に限り、始良・伊佐地域振興局にあつては一般旅券の交付に係る事務」を削る。

第137条第1項の表中

	管理部	総務管理課	南さつま市
	企画調整部	研究企画課	
		普及情報課	
	園芸作物部		
	花き部		指宿市
	生産環境部		南さつま市
	果樹部		

を

「

管理部	総務管理課	南さつま市
企画調整部	研究企画課	
	普及情報課	
園芸作物部		
果樹・花き部		
生産環境部		

に改める。

第138条第1項花き部の部を次のように改める。

果樹・花き部

- (1) 果樹種苗の品種選定及び育種に関すること。

- (2) 果樹生産の技術に関する試験研究に関すること。
- (3) 花きの試験研究に関すること。
- (4) 花きの原原種の維持，増殖及び育成に関すること。

第138条第 1 項果樹部の部を削る。

第172条第 1 項第 1 号を削り，同項中第 2 号を第 1 号とし，第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ，同項に次の 1 号を加える。

- (5) ふるさと交流課

第172条第 2 項ふるさと交流課の項を削る。

第172条第 2 項観光物産課の項中第 3 号を第 4 号とし，第 2 号を第 3 号とし，第 1 号を第 2 号とし，同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 庶務に関すること。

第172条第 2 項観光物産課の項に次の 1 号を加える。

- (5) その他他課の所管に属しないこと。

第172条第 2 項流通情報第二課の項の次に次のように加える。

ふるさと交流課

かごしま応援寄附金に関すること。

第177条第 2 項の表少子化対策監の項及び地域包括ケア対策監の項を削り，同表食品衛生専門監の項の次に次のように加える。

地域包括ケア対策監	高齢者生き生き推進課	地域包括ケア対策に関する事務の総括
-----------	------------	-------------------

第177条第 2 項の表畜産 T P P 対策監の項中「畜産 T P P 対策監」を「畜産国際経済連携対策監」に，「T P P（）」を「国際的な経済連携（）」に改め，同条第 3 項の表主任指導監査員の項中「介護福祉課」を「高齢者生き生き推進課」に改め，同条第 4 項の表指導監査員の項中「介護福祉課」を「高齢者生き生き推進課」に改め，同条第 5 項の表奄美世界自然遺産総括監の項の次に次のように加える。

子育て・高齢者支援総括監	くらし保健福祉部	部長に直属し，子育て・高齢者支援に関する特命事項を処理する。
--------------	----------	--------------------------------

第177条第 5 項の表医療審議監の項，医療技監の項及び獣医務技監の項中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改め，同表建築技監の項の次に次のように加える。

競技力向上等総括監	国体・全国障害者スポーツ大会局	局長に直属し，第75回国民体育大会に向けた競技力の向上，第75回国民体育大会の競技並びに第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会の式典に関する特命事項を処理する。
-----------	-----------------	--

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は，平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の左欄に掲げる組織に勤務する職員は，別に辞令を発せられない限り，施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる組織に勤務を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
保健福祉部保健医療福祉課	くらし保健福祉部保健医療福祉課
保健福祉部社会福祉課	くらし保健福祉部社会福祉課
保健福祉部健康増進課	くらし保健福祉部健康増進課
保健福祉部障害福祉課	くらし保健福祉部障害福祉課
保健福祉部生活衛生課	くらし保健福祉部生活衛生課
保健福祉部薬務課	くらし保健福祉部薬務課

2 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職にある者は，別に辞令を発せられない限り，施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

左欄	右欄
保健福祉部保健医療福祉課主幹	くらし保健福祉部保健医療福祉課主幹
保健福祉部保健医療福祉課主幹兼総務係長	くらし保健福祉部保健医療福祉課主幹兼総務係長
保健福祉部保健医療福祉課主幹兼医療政策係長	くらし保健福祉部保健医療福祉課主幹兼医療政策係長
保健福祉部保健医療福祉課主幹兼医務係長	くらし保健福祉部保健医療福祉課主幹兼医務係長
保健福祉部社会福祉課長	くらし保健福祉部社会福祉課長
保健福祉部社会福祉課長補佐	くらし保健福祉部社会福祉課長補佐
保健福祉部社会福祉課長補佐（恩給・調査援護担当）兼恩給係長	くらし保健福祉部社会福祉課長補佐（恩給・調査援護担当）兼恩給係長
保健福祉部社会福祉課調査援護係長	くらし保健福祉部社会福祉課調査援護係長
保健福祉部社会福祉課指導監査員	くらし保健福祉部社会福祉課指導監査員
保健福祉部健康増進課技術補佐	くらし保健福祉部健康増進課技術補佐
保健福祉部健康増進課主幹兼感染症保健係長	くらし保健福祉部健康増進課主幹兼感染症保健係長
保健福祉部障害福祉課長	くらし保健福祉部障害福祉課長
保健福祉部障害福祉課主幹兼自立支援係長	くらし保健福祉部障害福祉課主幹兼自立支援係長
保健福祉部障害福祉課地域生活支援係長	くらし保健福祉部障害福祉課地域生活支援係長
保健福祉部生活衛生課長	くらし保健福祉部生活衛生課長
保健福祉部生活衛生課技術補佐	くらし保健福祉部生活衛生課技術補佐
保健福祉部生活衛生課技術主幹兼食品衛生係長	くらし保健福祉部生活衛生課技術主幹兼食品衛生係長
保健福祉部生活衛生課技術主幹兼水道係長	くらし保健福祉部生活衛生課技術主幹兼水道係長
保健福祉部薬務課技術主幹兼麻薬係長	くらし保健福祉部薬務課技術主幹兼麻薬係長
保健福祉部薬務課技術主幹兼薬務係長	くらし保健福祉部薬務課技術主幹兼薬務係長

（調理師法施行細則の一部改正）

第3条 調理師法施行細則（昭和34年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式裏中「県保健福祉部健康増進課」を「県くらし保健福祉部健康増進課」に、「県保健福祉部健康増進課に」を「県くらし保健福祉部健康増進課に」に、「鹿児島県保健福祉部健康増進課」を「鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課」に改める。

（県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部改正）

第4条 県政の企画調整の組織及び運営に関する規則（昭和38年鹿児島県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第11号中「保健福祉部保健医療福祉課長」を「くらし保健福祉部保健医療福祉課長」に改める。

（鹿児島県介護保険審査会の組織及び運営に関する規則の一部改正）

第5条 鹿児島県介護保険審査会の組織及び運営に関する規則（平成11年鹿児島県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第4条中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

（鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第6条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める

規則（平成12年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表保健福祉部の表中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

（鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部改正）

第7条 鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表1の項中「4の項」を「3の項」に改め、同表2の項及び3の項中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

（鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表保健福祉部の表14の項の規則で定める公共的施設を定める規則の一部改正）

第8条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表保健福祉部の表14の項の規則で定める公共的施設を定める規則（平成25年鹿児島県規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

（障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則の一部改正）

第9条 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則（平成26年鹿児島県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

訓 令

鹿児島県訓令第2号

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

（鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部改正）

第1条 鹿児島県行政事務改善委員会規程（昭和39年鹿児島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「危機管理防災課」の次に「，総務企画課」を加え、「，監理課及び総務企画課」を「及び監理課」に改める。

（鹿児島県土地対策委員会規程の一部改正）

第2条 鹿児島県土地対策委員会規程（昭和48年鹿児島県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「保健福祉部長」を「くらし保健福祉部長」に改める。

別表第2保健福祉部の項中「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に、「介護福祉課長，障害福祉課長，子ども福祉課長，生活衛生課長」を「障害福祉課長，生活衛生課長，子ども家庭課長，子育て支援課長，高齢者生き生き推進課長」に改め、同表農政部の項中「農地建設課長」を「農地保全課長」に改める。

（鹿児島県青少年対策本部設置規程の一部改正）

第3条 鹿児島県青少年対策本部設置規程（昭和57年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中	保健福祉部長	障害福祉課長 子ども福祉課長 薬務課長	を
-----	--------	---------------------------	---

くらし保健福祉部長	障害福祉課長 薬務課長 子ども家庭課長 子育て支援課長	に改める。
-----------	--------------------------------------	-------

（鹿児島県職員倫理規程の一部改正）

第4条 鹿児島県職員倫理規程（平成19年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
別表中保健福祉部の項を次のように改める。

くらし保健福祉部	くらし保健福祉部長
----------	-----------

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。